

桶川市多重債務者生活再建ネットワーク設置要綱

(設置)

第1条 多重債務者の増加が社会問題化していることから、多重債務問題の解決及び生活再建を図るため、桶川市多重債務者生活再建ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 前条で掲げた目的を実現するため、以下のことを検討する。

- (1) 多重債務問題について情報収集及び窓口対応に関すること。
- (2) 当該問題の担当課所に対する他の所属の協力に関すること。
- (3) その他、多重債務者の早期生活再建を図るための全庁的な対応が必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第3条 ネットワークは、秘書広報課及び別表に掲げる所属の長が指名する者をもって構成する。

- 2 ネットワークに会長を置き、秘書広報課長の職をもって充てる。
- 3 会長は、ネットワークを統括する。

(会議)

第4条 会議は、会長が必要と認める場合に招集する。

- 2 会長は、会務を総理し、その議長となる。
- 3 会長に事故あるときは、会長が指名する委員がその職務を代行する。
- 4 会長が必要と認めるときは、前条に定める構成機関及びその他の関係機関に対して資料の提出を求め、または関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、秘書広報課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な

事項は、別に定める。

附 則（平成19年9月28日市長決裁）

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年6月16日市長決裁）

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

附 則（平成22年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月13日市長決裁）

この要綱は、平成23年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日市長決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日市長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

別表

部 名	課 名
企画財政部	人権・男女共同参画課
総務部	収税課
	自治文化課
環境経済部	産業観光課
福祉部	社会福祉課
	障害福祉課
	子ども未来課
	保育課
健康推進部	高齢介護課
	保険年金課
	健康増進課
都市整備部	下水道課
教育部	学校支援課